

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年6月から平成2年9月まで
② 平成4年4月及び同年5月

平成4年10月に区役所から国民年金記録の確認の通知が届いたのを契機として、国民年金保険料の滞納があることが分かり、社会保険事務所で滞納分の保険料を毎月分割して納付できるように納付書を作成してもらい、過年度の未納期間の保険料と現年度の保険料を併せて毎月銀行で納付したので保険料の未納は無いものと思っている。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、2か月と短期間である上、申立人の主張どおり、平成4年11月から6年10月までの間において、未納となっていた過年度の国民年金保険料（申立期間を除く平成2年10月から4年9月までの保険料）と現年度の国民年金保険料（平成4年10月から6年9月までの保険料）を併せて毎月納付していることが社会保険庁の記録から確認でき、申立人が申立期間②の国民年金保険料と一緒に納付したと主張している現年度保険料（平成6年4月及び同年5月分）は納付済みとされていることから、申立期間②の過年度の国民年金保険料のみが納付されていないのは不自然と考えられる。

2 一方、申立期間①については、申立人が未納となっていた国民年金保険料の分割納付を開始したのは社会保険庁のオンライン記録及び申立人の供述から平成4年11月であったと推察され、その時点では、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができなかつたため、申立人が毎月分割で納付していた過年度保険料には申立期間①の保険料は含まれていなかったものと推認される。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料が納

付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことを踏まえると、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和44年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月2日から同年7月1日まで

昭和30年8月からA事業所C支店に勤務し、44年4月2日に同事業所B支店に転勤した。1日の途切れもなく勤務していたのに、申立期間の3か月間が未加入期間となっているのはおかしい。厚生年金基金の記録は継続しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金基金加入員台帳、雇用保険の記録等から、申立人は、申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和44年4月2日付けでC支店からB支店に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和44年7月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したかどうかについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から同年7月1日まで
「ねんきん特別便」で申立期間が未加入期間となっていることに気付いた。A事業所には同級生の紹介により、昭和38年3月1日から勤務した。当時の給与明細書もあり、厚生年金保険料も健康保険料も給与から控除されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録、同人の元同僚等の証言、申立人から提出された昭和38年3月及び4月の給与明細書及びA事業所から提出された38年3月の賃金台帳から、申立人が申立期間において継続してA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳の保険料控除額から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日（昭和26年11月25日）及び資格取得日（昭和28年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月25日から28年7月1日まで

中学校を卒業し、半年後の昭和25年9月にA事業所に入社し、31年1月に結婚退社するまで同事業所を中途退職することなく継続して勤めていたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録によると、A事業所において昭和25年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、26年11月25日に同資格を喪失し、28年7月1日に同事業所において、再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人と同時期に当該事業所に勤務をしていた複数の元同僚は、「申立人は休職や一時退社したことはなく、申立期間も継続して勤務していた。」と証言しており、これらの複数の元同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間の元同僚の社会保険事務所の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和26年11月から28年

6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和30年9月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を30年9月1日に訂正し、30年9月から同年11月までの標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年9月1日から同年12月1日まで

私は、昭和30年9月1日にA事業所へ入社し、正社員としてB業に従事していた。給与は月に2回支給されており、昭和30年9月分から12月分までの給与明細書（昭和30年9月前半分及び同年11月後半分は無し）があり、厚生年金保険料が控除されている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、昭和30年分源泉徴収票、昭和31年度県市民税特別徴収税額の納税者への通知書から、申立人は昭和30年9月1日からA事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、昭和30年9月から同年11月までの標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A事業所は既に全喪し、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から同年12月までの期間、44年5月から同年7月までの期間及び45年11月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から同年11月まで
② 昭和43年12月
③ 昭和44年5月から同年7月まで
④ 昭和45年11月から47年3月まで

私は、昭和43年8月に退職した後、市役所支所で国民年金の加入手続を行ったが、結婚により43年10月に他県に転居したため、申立期間①の国民年金保険料は、亡兄が私の代わりに支払ってくれ、私が44年1月に里帰りした際に、領収済みの納付書2通と引き替えに1万円前後を亡兄に渡した。

また、申立期間②、③及び④については、亡夫が私の国民年金の加入手続を市役所出張所で行い、保険料は私が納付書により役場の窓口で3か月ごとに9,000円ぐらい納付したと記憶している。

昭和47年ごろ亡夫が会社を退職し亡夫の実家のある市に居住することになり、亡夫が市役所で過去に未加入や未納が無いかを確認したところ、夫婦二人とも無いと言われたとのことだったので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の亡夫の実家が所在する市において、亡夫と連番で昭和48年1月30日に払い出され、申立人は47年4月8日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しているところ、i) 申立期間②、③及び④の期間において、申立人の亡夫は厚生年金保険被保険者であったため、申立人は国民年金の任意加入の対象者となり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され時点では申立期間②、③及び④にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得できなかったこと、ii) 申立人は申立期間において国民年金手帳が交付されていた記憶が無いこと、iii) 申立期間に係る国民年金手帳記

号番号払出簿に申立人の記録は無いこと、iv) 夫婦連番で払い出されている申立人の国民年金手帳記号番号の加入手続は申立人の亡夫が行ったものとされるが、仮に、申立人の主張どおり、亡夫が当該番号払出手続前に申立人の国民年金の加入手続を行っていたら夫婦二人同時に加入手続を行う必要は無かつたはずであること等から、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者ではなかったと推察される。

また、申立期間①の国民年金保険料の納付については、申立人は関与していない上、当時の国民年金保険料の納付方法は国民年金手帳を使用した印紙検認による納付方式であったことから、領収済み納付書を亡兄から受け取ったとしていることは不自然である。

さらに、申立人の亡兄及び亡夫が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から平成3年3月まで
昭和61年当時、大学生も国民年金保険料を払おうというキャンペーンを国が行っており、母親の加入の勧めもあったので、私は20歳から国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は平成3年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間は被保険者ではなかった期間とされているところ、申立人が所持している年金手帳に記載されている初めて被保険者になった日は3年4月1日となっており、社会保険庁の記録と一致する。

また、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付の時期等に関する記憶は曖昧である上、申立てどおり、申立人が昭和61年2月から国民年金被保険者となり、その保険料を納付していたとすれば、申立人に平成3年4月1日資格取得の年金手帳が交付されることは無く、年金手帳が交付された時に、申立期間の記録がその手帳の記録に統合されたと思っていたとする申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの期間及び46年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年3月まで
② 昭和46年12月

申立期間の国民年金保険料は、同期間が厚生年金保険の被保険者期間と重複しているため、昭和48年に国民年金保険料が還付されているとの回答を社会保険事務所から受けたが、私は当該期間の国民年金保険料の還付金を受け取った覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されたことは特殊台帳及び申立人が居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立期間は申立人が厚生年金保険の被保険者となっている期間であり、この期間を国民年金保険料の納付済期間とすることはできず、この過誤納が判明した時点で別の未納期間の国民年金保険料として充当できる期間も無かったことから当該期間の国民年金保険料の還付処理に誤りは認められない。

また、申立期間に係る社会保険庁の国民年金保険料還付の関係書類は保存期限経過のため存在しないが、特殊台帳に、還付対象期間、還付金額、処理月がそれぞれ記載されているとともに、市の国民年金被保険者名簿には、i) 「48.9.28本人よりの届出により訂正す」との記載があること、ii) 申立人の国民年金被保険者資格の喪失日が昭和45年6月29日から42年7月1日に、同(再)資格取得日が46年12月28日から48年9月1日に、それぞれ、訂正されている記録があることから、この届出により申立人の国民年金被保険者資格が訂正され、申立期間の国民年金保険料の過誤納が判明したものと推察され、資格得喪の訂正の届出時期と保険料還付の処理時期は符合し、保険料還付に係る事務処理に不自然さは無く、それが適正に行われなかったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

私の亡母が私の国民年金の加入手続を行い、婦人会の集金により国民年金保険料を納付していたと亡母から聞いている。亡母は婦人会の会長をしており、両親、姉及び弟の家族全員の保険料を納付しているのに、自分の保険料だけ納付していないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされるその母親は既に死亡しており、具体的な納付方法、保険料額等について聞いていないため、国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の申立期間直後の昭和37年1月から同年6月までの国民年金保険料は39年3月16日に過年度納付されており、この過年度納付が行われた時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったことを踏まえると、申立期間の保険料は未納であったと推察される。

さらに、申立人は申立人以外の家族すべての申立期間に係る国民年金保険料は納付済みであるとしているが、申立人の姉及び弟の申立期間の保険料は未納とされている上、申立人の弟の37年1月から同年11月までの国民年金保険料は申立人と同じく39年3月16日に過年度納付されている。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 581

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から60年3月まで

昭和60年3月に鍼灸専門学校を卒業して実家のある市に帰り、同年7月末に鍼灸業を開業した。母親の勧めにより、開業の翌月に市役所で国民年金の加入手続をし、その場で60年4月から同年6月までの3か月分の国民年金保険料を納付したところ、「2年前までさかのぼって納付することができる。保険料は20万円弱である。」と言われ、手持ちのお金が無かったので家に取りに帰り、その日に市役所窓口で17万円ないし18万円を納付したので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った日に過年度保険料に当たる申立期間の国民年金保険料17万円ないし18万円を市役所窓口で納付したと主張しているが、i) 申立人が居住していた市は、過年度保険料の納付書の作成は行っていたが、その保険料を収納しておらず、市庁舎内に国庫金を取り扱う金融機関は無かったこと、ii) 申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額と相違すること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和61年4月10日に払い出されており、申立人が加入手続を行ったとする時期(昭和60年8月ごろ)と相違すること、iv) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部(昭和58年4月から同年12月まで)は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和60年8月時点においても58年4月から同年6月までの保険料は時効により納付することはできなかつたことなど、申立人の主張には当時の国民年金の制度や事務処理等に適合しない点が見受けられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年3月までの期間及び55年10月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から52年3月まで
② 昭和55年10月から平成元年4月まで

会社に就職した平成2年4月以後4年ごろまでの間に、国民年金保険料の請求書が送付されてきたので、私の銀行預金から引き出し、50万円ないし60万円を振り込んだ。その直後に何の入金だったか覚えていないが私の預金口座に400万円ほどの入金があったので、保険料を納付したことをはっきりと覚えている。振り込む前に電話で尋ねると、「欠けている分だ。」と言われたので、保険料の未納期間は無いと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成2年4月から4年ごろまでの間に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、その時点では、申立期間の大半（少なくとも昭和63年3月以前）は時効により保険料を納付することができない。

また、社会保険庁の記録によると、平成2年12月11日に過年度保険料の納付書が作成されているが、その時点で納付することが可能であった昭和63年11月から平成2年3月までの国民年金保険料の額は申立人が納付したと主張する金額と大きく相違している。

さらに、申立人は、当初、国民年金被保険者とはなり得ない20歳未満の期間や国民年金保険料納付済みの期間を含めて申立期間としており、申立人が一括して納付したとする国民年金保険料がいつの期間のものなのかを申立人が十分認識していないことがうかがわれるとともに、申立人は送付されてきたとする請求書がどこから来たものか、振り込む前に行ったとする問い合わせ先がどこだったのかを覚えていないなど、申立人の保険料納付に関する記憶は曖昧

である。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月

会社を退職した昭和50年7月以降、国民年金に加入していなかったため、52年10月か11月ごろに市役所で国民年金への加入について相談をし、社会保険事務所で未加入期間の国民年金保険料を算出してもらい、それを全額納付した。平成20年に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、未納とされていた昭和50年8月から51年3月までの国民年金保険料が領収済通知証により納付が確認されたとして納付記録が訂正されたが、申立期間については納付を認めてもらえなかった。私は国民年金被保険者資格の取得時にさかぼって保険料をすべて納付したはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入時に納付した国民年金保険料は、昭和50年8月から52年3月までの保険料であり、申立期間の保険料ではなかったことが社会保険事務所が保管する領収済通知証（昭和52年12月2日付け領収）により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、i) 申立人は国民年金の加入当初にさかぼって保険料を納付したのは1回のみであるとしている上、社会保険事務所に保管されている領収済通知証とは別の納付書があったとする記憶は無いこと、ii) 申立人が居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿の記録によると、市は、申立人の国民年金への加入当時、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったと認識し、申立人の国民年金被保険者資格の取得日を昭和50年8月1日としていたこと等から、申立期間の国民年金保険料に係る納付

書が別に作成されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していないものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成2年3月まで

当時大学生であった申立期間の国民年金保険料については、私あてに国民年金保険料の免除ができる旨のはがきが実家に届いたので、親がそのはがきを返送して免除手続を行った。その後、私の父がこのまま保険料を払わなかったらどうなるか市役所に相談したところ、将来の年金が減ると言われ、その時、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したので、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、「息子あてに国民年金保険料の免除ができる旨のはがきが来た後、平成元年7月以降に、息子の国民年金の加入手続及び保険料納付を行った。」と主張しているが、i) 国民年金の被保険者となっていない者に対して保険料免除に係るはがきを送付されることは考え難いこと、ii) 申立人は申立期間において国民年金の任意加入の対象者となる大学生であったため、元年7月以降の時点で、昭和63年2月にさかのぼって国民年金被保険者となることはできなかったことなど、申立人の父親の主張には当時の国民年金の制度等に適合しない不自然な点が見受けられる。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、その手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は申立人の国民年金の加入時期、保険料の納付時期や納付方法等に関する記憶が曖昧である。

さらに、申立人及びその父親は申立期間に申立人の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無い上、申立期間の国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の記録は無く、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月から34年10月1日まで
昭和32年3月から34年10月までA事業所で臨時職員として勤務したが、ねんきん特別便によると、この期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。当時、同事業所の正社員であった従兄弟や知人が私の勤務状況を知っている。私がA事業所で臨時職員として勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA事業所で正社員として勤務していたと申立人が記憶する申立人の従兄弟及び知人の証言等から、勤務した期間までは特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、申立人が正社員であったと記憶している知人は、「正社員なら必ず記録があるが、申立人は短期の臨時作業員だったので厚生年金保険には加入していなかったかもしれない。」と証言しているほか、申立期間当時に臨時職員として勤務していたと申立人が記憶する元同僚2名についても、A事業所において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、事業主は、当時の臨時職員に関する資料等が残っていないため、申立人に係る厚生年金保険の加入状況は不明と回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。